○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件（同三〇六）　一八三
○復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第二条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める額を定める告示（同三〇七）
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（同三〇八）
○国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準の一部を改正する件（同三〇九）　一八五
○都市公園法の規定に基づく都市公園を設置すべき区域を定める件（同三一〇）
○高速自動車国道に関する件（同三一一～三一八）
○平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する告示（同三一九）
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の全部を改正する件（同三二〇）
○関西国際空港用地整備準備金の総額として積み立てるべき額に係る告示の件（同三二一）　一八六
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示を一部改正する件（同三二二）
○計画段階配慮事項についての検討その他の手続きに係る書類を指定する件（同三二三～三二五）　一八七

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示四）　一八七
平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同五）
平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同六）　一八八
平成二十五年度塩需給見通しの公表について（財務省）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の中期目標の公表について（厚生労働省）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十五年一月分）（財務省）　一八九

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百一条の三第一項中「第百二十一条第一項」の下に「、第百二十一条の三第一項」を加える。

第百二十二条の見出しを削り、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（特例による退職共済年金の繰上げ支給の決定の請求）

第百二十一条の三　法附則第二十四条の二第一項の規定により退職共済年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特例による退職共済年金繰上げ支給決定請求書を組合に提出しなければならない。

一　第百二十条第一項第一号から第三号まで、第四号（法附則第二十四条の二第一項の規定により退職共済年金の決定の請求をしようとするときにおいて組合員でない者である場合を除く。）、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事項

二　雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、雇用保険被保険者番号

三　支給繰上げの請求をする旨

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第三号に掲げる書類に前条第一項第四号に掲げる事項の記載がある場合（その全額につき支給を停止されている年金である場合を除く。）にあつては、第四号に掲げる書類を添えることを要しないものとする。

一　第百二十条第二項第一号、第二号及び第七号に掲げる書類

二　雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあつては、直近に交付された雇用保険被保険者証その他雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類

三　請求者（組合員でない者に限る。）が法附則第二十条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した書類

四　請求者（組合員でない者に限る。）が法附則第二十条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、障害の状態に関する診断書

五　前条第一項第四号に規定する年金たる給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について決定又は支給決定を受けたことを証明する書類

第百二十三条第一項中「を含む。）」の下に「並びに法附則第二十四条の二第六項及び第七項」を加える。

第百二十三条の二の次に次の一条を加える。